

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の申請主体の名称

西条市

2. 地域再生計画の名称

西条市総合文化会館の再生による賑わいのまちづくり構想

3. 地域再生の取組みを進めようとする期間

認定された日 から 平成20年3月31日

4. 地域再生計画の意義及び目標

愛媛県西条市は、四国のほぼ中央部に位置し、石鎚国定公園と瀬戸内海国定公園を腹背にする美しい自然に彩られた、人口約5万9千人の旧城下町であり、江戸時代前期に松平氏が藩主となって以降、愛媛県の東部地方における政治、経済、文化の中心として発展してきた。

そのような歴史的経緯から、市内には「旧西条藩陣屋跡」や「武家屋敷」など、数多くの歴史・文化遺産や古刹が存在するが、とりわけ毎年10月上旬から下旬にかけて、市内四神社の大祭として催される「西条まつり」は、約250年の歴史を誇るとともに、藩政時代の面影を今に伝えており、特に伊曾乃神社の祭礼においては、約80台の「だんじり」と呼ばれる屋台や御輿が市街地を巡行するなど、全国でも類を見ない、豪華絢爛な祭礼である。

市民を挙げて熱狂し、例年約8万人の見物客が訪れるこの「西条まつり」は、愛媛県外からも多数の観光客を誘引する、重要な観光資源であるのみならず、本市のアイデンティティを形成する基軸の一つでもあり、デモンストレーションのために国内外へ「だんじり」を派遣するなど、本市は「西条まつり」の特性を活かしたまちづくりも、積極的に展開しているところである（別添資料「『西条まつり』に係る観光振興事業の実績について」参照）。

また、市内中央部を貫流する加茂川の中流域においては、表流水が地下に伏流することによって、全国的にも稀な地下水の自噴地帯が形成されている。その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、環境庁（現環境省）の「名水百選」に認定されるとともに、「水の都」と称される、本市固有の水文化の源泉となり、海浜部における海苔養殖や、藩政時代に勃興し、「伊予杵奉書」として全国に名声を博した奉書紙の製造に端を発する製紙業等、水に纏わる独自の「産業文化」も生み出してきた。

このような特性を併せ持つ本市は、「歴史と文化の香り高いまちづくり」の一環事業として、市民が芸術文化活動に参加する機会や、より質の高い芸術に触れる機会の拡充を図るため、平成8年4月1日に西条市中央公民館との複合施設として、西条総合文化会館（以下「文化会館」という。）を開館した。

この文化会館は、「四国で一番響きのいいホール」として、我が国の音楽界を代表する指揮者である小林研一郎氏や岩城宏之氏等から、非常に高い評価を受けた大ホール（客席

1,140 席)を有しているが、これは音楽を主目的とした多目的ホールで、残響時間 2.1 秒という極めて優れた音響性能を備えている。また、小ホール(客席 394 席)は、市民の文化活動・創作活動の発表の場として、“利用しやすい”汎用性の高いホールとなっている。

現在、地域の文化芸術の交流拠点である文化会館では、自主文化事業や市民団体等との共催により、NHK交響楽団や読売日本交響楽団、ポーランド国立放送交響楽団等による演奏会、文化庁移動芸術祭「松竹大歌舞伎」及び文化庁・二期会オペラ「カルメン」の公演等の鑑賞型事業のみならず、市民参加・人材育成事業の実施に取り組み(別添「市主催鑑賞(講演)事業開催状況」参照)、年間約 123,000 人もの利用者を誘引しており、今後、実施事業のより一層の充実が求められるが、事業効果を上げるための施設利用のありかが課題となっている。

そのような状況の下、本市は、隣接する東予市、丹原町、小松町との、平成 16 年 11 月 1 日の合併に向けて、同年 2 月 29 日に合併協定調印を完了したところであるが、合併協議を通じての調整によって、新市における中央公民館機能は、現在の東予市中央公民館に統合し、西条市中央公民館は廃止することとしている。

(※西条市中央公民館の代替施設となる東予市中央公民館は、現西条市中央公民館の約 2.1 倍の学習可能面積を有するとともに、現西条市中央公民館が有しない多目的ホールや調理実習室等を完備しており、現施設では不可能であった新規事業が実現するなど、合併後のすべての住民に対し、より充実した教育的・文化的行政サービスを提供することが可能となる。)

このような経緯から、今回、支援措置 10401 及び 13004 により、廃止となる西条市中央公民館を転用することにより、以前から利用者ニーズが高い文化会館施設としての有効活用が可能となれば、大ホール・小ホール・展示室・各会議室等の各々の機能が連携した、極めて利便性の高い施設利用が可能となる。

また、これまでの社会教育法上の公民館の利用として認められる団体・サークルだけでなく、利用を希望する人・団体等が使用料(利用者負担)を負担すれば、公序良俗に反しない限り、自由に活用できる施設となる。

さらに、文化会館実施事業の支援市民団体「文化会館友の会」事務局や文化協会事務局の設置など、文化芸術の交流拠点としての機能充実や、鑑賞型事業及び市民参加・人材育成事業においても、学会、研究会、カルチャー講座、ワークショップなど新たな分野に係る利用が可能となり、“水”“祭り”“自然”など本市固有の地域資源をテーマとした、特色のある文化芸術の創出や、地方都市からの個性ある文化情報の発信が、より一層可能となる。

そして、それらの派生効果として、平成 16 年 11 月に誕生する人口約 11 万 7 千人の新「西条市」における、文化芸術の拠点施設として、“人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市づくり”に向けた、各種イベント等の開催によるコミュニティの活性化や、施設利用要件の緩和に伴う民間事業者等の文化活動や関連事業の展開等により、人・もの・情報が集い、魅力と賑わいあふれるまちの実現が、大いに期待されるものである。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 西条市総合文化会館の機能が充実することにより、多様な事業展開による施設稼

働率の向上や、展示室の貸館利用者が拡大することが見込まれるとともに、同時通訳システム及び電子会議システムを完備した、既存の特別会議室も併せて活用することに伴う相乗効果により、地域コミュニティの活性化や、より自由な民間事業者等の文化活動・ビジネス展開による経済的社会的効果が期待できる。

- (2) 平成15年度の施設稼働率は、西条市総合文化会館大ホール及び小ホールを合わせて90%を超えており、施設利用要件の緩和による民間事業者等の文化活動・ビジネス展開により、展示室を含めた稼働率は、ほぼ100%が見込まれる。
- (3) 現在、有料イベントについては、年間約30事業を実施しており、観客動員数は約2万5,000人、チケットの販売総額は約1億5千万円の実績を有しているが、更なる機能の拡充により、有料イベント実施の増加が約10事業程度期待でき、観客動員数は約1万人、チケットの販売総額は約6千万円の増加が見込まれる。

6. 支援措置の番号及び名称

- 10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
- 13004 (別添0801) 公立社会教育施設の有効活用

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

該当なし

8. その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

別紙. 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙 1

1. 支援措置の番号及び名称

10401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

2. 当該支援措置を受けようとする者

西条市

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 取組に関与する主体

西条市

(2) 取組が行われる場所

愛媛県西条市神拝甲79番地4

(3) 取組の実施期間

認定された日 から 平成20年3月31日

(4) 取組により実現される行為や整備される施設

合併協議により廃止される西条市中央公民館施設を転用し、以前から利用者ニーズが高い文化会館施設としての有効活用が可能となれば、大ホール・小ホール・展示室・各会議室等の各々の機能が連携した、極めて利便性の高い施設利用が可能となる。

また、これまでの社会教育法上の公民館の利用として認められる団体・サークルだけでなく、利用を希望する人・団体等が使用料（利用者負担）を負担すれば、公序良俗に反しない限り、自由に活用できる施設となる。

さらに、文化会館実施事業の支援市民団体「文化会館友の会」事務局や文化協会事務局の設置など、文化芸術の交流拠点としての機能充実や、鑑賞型事業及び市民参加・人材育成事業においても、学会、研究会、カルチャー講座、ワークショップなど新たな分野に係る利用が可能となり、“水”“祭り”“自然”など本市固有の地域資源をテーマとした、特色のある文化芸術の創出や、地方都市からの個性ある文化情報の発信が、より一層可能となる。

そして、それらの派生効果として、平成16年11月に誕生する人口約11万7千人の新「西条市」における、文化芸術の拠点施設として、“人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市づくり”に向けた、各種イベント等の開催によるコミュニティの活性化や、施設利用要件の緩和に伴う民間事業者等の文化活動や関連事業の展開等により、人・もの・情報が集い、魅力と賑わいあふれるまちの実現が、大いに期待されるものである。

(5) その他事業内容を明らかにするために必要な内容

①繰上償還免除の支援措置を受けようとする地方債の内容

事業名：厚生福祉施設整備事業債（中央公民館建設事業）

借入年度及び借入額：平成5年度	61,200,000円
平成6年度	122,300,000円
平成7年度	98,900,000円
計	282,400,000円

借入先：資金運用部（年金資金）

償還期間：20年（うち据置期間3年）

平成15年度末残高：平成5年度借入	44,792,763円
平成6年度借入	89,586,299円
平成7年度借入	75,433,302円
計	209,812,364円

②施設の現況

・西条市総合文化会館

敷地面積：13,933.86㎡（約4,215坪）

建築面積：4,894.36㎡

延床面積：8,513.07㎡

文化会館相当部分 7,663.47㎡

中央公民館相当部分 849.60㎡

文化会館施設：大小ホール、楽屋4室、リハーサル室、練習室3室、特別会議室

中央公民館施設：展示室、情報管理室・学習相談室・学習資料室、視聴覚室、研修室、和室、会議室

開館日：平成8年4月1日

③利用者数

・文化会館 年間 約123,000人

・中央公民館 年間 約22,000人

④施設建設費（用地取得費を含む）

・文化会館 総事業費 53億1,697万円

国庫補助金 7億2,400万円

（街並みまちづくり総合支援事業費補助金）

地方債 33億5,480万円

（一般単独事業債）

一般財源 12億3,817万円

・中央公民館 総事業費 5億8,956万円

国庫補助金 6,600万円

（公立社会教育施設整備費補助金）

地方債 2億8,240万円

（厚生福祉施設整備事業債）

一般財源 2億4,116万円

別紙2

1. 支援措置の番号及び名称

13004（別添0801）公立社会教育施設の有効活用

2. 当該支援措置を受けようとする者

西条市

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

（1）取組に関与する主体

西条市

（2）取組が行われる場所

愛媛県西条市神拝甲79番地4

（3）取組の実施期間

認定された日 から 平成20年3月31日

（4）取組により実現される行為や整備される施設

合併協議により廃止される西条市中央公民館施設を転用し、以前から利用者ニーズが高い文化会館施設としての有効活用が可能となれば、大ホール・小ホール・展示室・各会議室等の各々の機能が連携した、極めて利便性の高い施設利用が可能となる。

また、これまでの社会教育法の公民館の利用として認められる団体・サークルだけでなく、利用を希望する人・団体等が使用料（利用者負担）を負担すれば、公序良俗に反しない限り、自由に活用できる施設となる。

さらに、文化会館実施事業の支援市民団体「文化会館友の会」事務局や文化協会事務局の設置など、文化芸術の交流拠点としての機能充実や、鑑賞型事業及び市民参加・人材育成事業においても、学会、研究会、カルチャー講座、ワークショップなど新たな分野に係る利用が可能となり、“水”“祭り”“自然”など本市固有の地域資源をテーマとした、特色のある文化芸術の創出や、地方都市からの個性ある文化情報の発信が、より一層可能となる。

そして、それらの派生効果として、平成16年11月に誕生する人口約11万7千人の新「西条市」における、文化芸術の拠点施設として、“人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市づくり”に向けた、各種イベント等の開催によるコミュニティの活性化や、施設利用要件の緩和に伴う民間事業者等の文化活動や関連事業の展開等により、人・もの・情報が集い、魅力と賑わいあふれるまちの実現が、大いに期待されるものである。

（5）その他事業内容を明らかにするために必要な内容

①補助金等適正化法第22条の承認があったものとしての取扱を受けようとする補助金の内容

事業名：平成7年度公立社会教育施設（公民館）の建築事業

補助金の名称：公立社会教育施設整備費補助金

補助金の確定額：66,000,000円

②施設の現況

・西条市総合文化会館

敷地面積：13,933.86㎡（約4,215坪）

建築面積：4,894.36㎡

延床面積：8,513.07㎡

文化会館相当部分 7,663.47㎡

中央公民館相当部分 849.60㎡

文化会館施設：大小ホール、楽屋4室、リハーサル室、練習室3室、特別会議室

中央公民館施設：展示室、情報管理室・学習相談室・学習資料室、視聴覚室、研修室、和室、会議室

開館日：平成8年4月1日

③利用者数

・文化会館 年間 約123,000人

・中央公民館 年間 約22,000人

④施設建設費（用地取得費を含む）

・文化会館 総事業費 53億1,697万円

国庫補助金 7億2,400万円

（街並みまちづくり総合支援事業費補助金）

地方債 33億5,480万円

（一般単独事業債）

一般財源 12億3,817万円

・中央公民館 総事業費 5億8,956万円

国庫補助金 6,600万円

（公立社会教育施設整備費補助金）

地方債 2億8,240万円

（厚生福祉施設整備事業債）

一般財源 2億4,116万円

（6）支援措置の適用条件について

① 西条市中央公民館は、西条市が平成8年4月1日に設置した社会教育施設である。

② 合併協議により廃止される西条市中央公民館施設を転用し、以前から利用者ニーズが高い文化会館施設としての有効活用が可能となれば、本市固有の地域資源をテーマとした、特色のある文化芸術の創出や、地方都市からの個性ある文化情

報の発信が、より一層可能となる。

それらの派生効果として、平成 16 年 11 月に誕生する人口約 11 万 7 千人の新「西条市」における、文化芸術の拠点施設として、“人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市づくり”に向けた、各種イベント等の開催によるコミュニティの活性化や、施設利用要件の緩和に伴う民間事業者等の文化活動や関連事業の展開等により、人・もの・情報が集い、魅力と賑わいあふれるまちの実現が、大いに期待されるものである。

- ③ 「歴史と文化の香り高いまちづくり」の一環事業として、市民が芸術文化活動に参加する機会や、より質の高い芸術に触れる機会の拡充を図るため、平成 8 年 4 月 1 日に西条市中央公民館との複合施設として開館した西条総合文化会館は、鑑賞型事業のみならず、市民参加・人材育成事業の実施に取り組み、年間約 123,000 人もの利用者を誘引しており、今後、実施事業のより一層の充実が求められるが、事業効果を上げるための施設利用のありかたが課題となっている。

そのような状況の下、本市は、隣接する東予市、丹原町、小松町との、平成 16 年 11 月 1 日の合併に向けて、同年 2 月 29 日に合併協定調印を完了したところであるが、合併協議を通じての調整によって、廃止されることとなっている西条市中央公民館を文化会館施設として活用することで効率的な利用が可能となる。

- ④ 西条市中央公民館を無償で西条市総合文化会館に転用するものである。
- ⑤ 西条市中央公民館の代替施設となる東予市中央公民館は、現西条市中央公民館の約 2.1 倍の学習可能面積を有し、現西条市中央公民館には整備されていなかった多目的ホール、調理実習室等が完備されており、現施設で実施できなかった事業等も実施可能であり、新規事業等を追加したとしても、すべての住民に対し、教育的、文化的及び均質的なサービスの提供が可能である。

また、現施設で活動中のサークル・各種事業については、転用後も現在の西条市中央公民館の近隣地区公民館(大町地区公民館、神拝地区公民館、西条地区公民館等)において継続活動することで、住民の社会教育活動に対する要望を満たすことが十分可能である。

(7) 当該支援措置に関して特に必要な添付書類

「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」に定める様式 1 (別添のとおり)